

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所  
株式会社イエローハイサポート  
石川県金沢市割出町460-1
2. 指名停止措置期間  
平成24年9月14日から平成24年12月13日まで（3ヶ月）
3. 指名停止措置の範囲  
東北森林管理局管内
4. 事実概要：  
株式会社イエローハイサポートは、平成24年6月7日付けで九州森林管理局長と契約した「造林事業（下刈・除伐作業）」において、労務確保の不手際により事業期間内の完了が困難であるとして事業完成不能の申し出をし、平成24年8月31日付けで契約解除に至った。
5. 指名停止措置理由：  
上記のことは、「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第12号（不正又は不誠実な行為）要件に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

〈物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領〉

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（不正又は不誠実な行為）

12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務部 経 理 課 長 三 上 均 電話 018-836-2070